

○財務省告示第二百二十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年四月十二日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十二回、第三百三十四回、第三百四十回、第三百四十一回、第三百四十六回及び第三百四十八回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十三回、第七十五回、第八十四回、第八十五回、第九十二回、第九十三回、第九十四回、第九十七回、第一百十三回、第一百二十回、第一百二十五回、第一百二十六回、第一百三十四回、第一百四十三回、第一百四十四回及び第一百四十六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。） の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す	発行の根拠	の法律及びその振替法の適用等	発行方法

（第十三年） （第三十） 回） 利付 国庫 債券	（第十三年） （第三十） 回） 利付 国庫 債券	名称及び記号
○・八%	○・八%	利率（年）
平成九年三月二十五日	平成六年三月二十五日	償還期限
三億円	三百十六億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十四 子
第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \text{利率}}$$

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十年四月十日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成三十年四月十二日

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基準とする
十八 準と発行対
十九 象国債の
二十 利回り
元利金支
払場所
十九 入札参加
十八 払場
十九 入札参加
二十 払込期日

（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 回券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回券 ）	（（利 第十付 三年國 回）百 四）庫 十）債 券	（（利 第十付 三年國 回）百 四）庫 十）債 券	（（利 第十付 三年國 回）百 四）庫 十）債 券	（（利 第十付 三年國 回）百 四）庫 十）債 券	（（利 第十付 三年國 回）百 三）庫 十）債 券	（（利 第十付 三年國 回）百 三）庫 十）債 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	一 ・ 八 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 三 %	〇 ・ 四 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 六 %
十年平 日十成 二三 月十七 二十七	日年平 三成 三月三 十七	日年平 三成 三月三 十七	日年平 三成 三月三 十七	日年平 六成 三月三 十五	日年平 九成 三月三 十九	日年平 三成 三月三 十九	十年平 日十成 二三 月十七 二十七	日年平 九成 三月三 十七	日年平 六成 三月三 十六	十年平 日十成 二三 月十五 二十五
八 十 一 億 円	七 十 三 億 円	円百 七十 八億	円百 九十 七億	円二 百四 十億	九 十八 億 円	四 十七 億 円	五 十四 億 円	十 六億 円	億四 百四 十四	三 億 円

（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 三 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 四 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 十）債 六 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 十）債 五 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 十）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 三）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 七）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 四）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 三）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 二）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 五）債 回 券
一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 六 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %
日年平 三成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十二	日年平 九成 月四 二十一	日年平 九成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二月十 二十八	日年平 三成 月三 二十八
十三億 円	一 二 億千 五 百十	百 六 億 円	円百 四 十 一 億	円百 二 十 一 億	二 十 二 億 円	十 二 億 円	二 百 八 億 円	億三 百 六 十 三	七 億 円	二 億 円

（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十）債 六 券	（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十）債 四 券
一 ・ 七 %	一 ・ 五 %
日年平 九成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十五
二 十 億 円	七 百 六 億 円